

令和8年度ロビー展示 展示者募集要項

1 目的

市民の生涯学習活動の発表や作品展示・ミニ講習会が、展示者（団体・個人含む）と来館者との交流や、市民の新たな生涯学習のきっかけ作りとなるよう、1階ロビー・展示ケースを提供する。

2 募集する展示内容

手芸品、工芸品、写真、陶芸、絵画、書画、活動発表等の企画展示。

また、営利活動・宗教活動・政治活動を目的とするものや、公序良俗を害するおそれのあるもの、ロビー使用上支障のあるものは展示できない。

3 対象

原則として、宇治市在住・在学・在勤の個人、または、宇治市内を活動の拠点としている団体。

4 展示期間

令和8年4月1日から翌年3月31日までのうち、搬出入日を含めて4日以内、午前9時から午後5時までとする。1展示者あたりの展示可能回数は1回とし、展示者ごとに完全入替制とする。

なお、上記の期間内であっても、生涯学習センターの使用状況やメンテナンス業務等により、生涯学習センターが指定する日は展示できない。

（令和8年8月1日から令和9年1月31日の間は工事の為、ロビー展示は行わない。）

5 展示スペース

生涯学習センターが指定した範囲内（図①）で展示を行うことができる。

6 展示料 無料

7 展示の申込み

令和8年1月27日（火）午前9時から募集を行う。直接来館の上、申し込むこと（電話・FAX等は不可）。申込開始時間までに待機者が複数いる場合は、抽選の上、受付順を決定する。それ以降の申込みについては、随時、先着受付とする。

展示希望期間を確認の上、「ロビー展示申込書」（様式1）を提出すること。

8 展示の決定 本要項に基づく審査をおこない、申込者に決定通知を送付する。

9 貸出備品

展示にかかる備品として生涯学習センターが貸し出すのは以下の通りとする。生涯学習センターが指定した範囲に収まる数量を上限として貸し出す。他に展示に必要な備品がある場合は展示者が準備を行うこと。展示にあたってパネル等を使用する場合は、「ロビー展示貸出備品確認表」（様式2）に、貸出数量及び返却数量を記入して提出すること。

- ・キャスター付きパネル
- ・組み立て式パネル
- ・長机
- ・フック
- ・ワイヤー
- ・椅子 ※展示者が常駐する場合のみ

10 展示の変更・辞退

決定通知送付後に、展示内容等を変更または展示を辞退する場合は、「ロビー展示変更・辞退届」（様式3）を提出すること。ただし、展示期間中に変更することはできない。

11 展示にあたっての注意事項

- ・展示時間（午前9時から午後5時）以外の時間帯に作業しないこと。
- ・作品の梱包物や箱は持ち帰ること。
- ・展示物の管理は展示者が行い、万一作品の盗難・汚損があっても生涯学習センターは責任を負わない。
- ・生涯学習センターの電源は使用しないこと。
- ・展示中に音楽や映像の再生をしないこと。
- ・展示の開催にあたっては、入場料を徴収しないこと。
- ・展示者は展示時間中に常駐することができる。常駐にあたって長机やイスを設置する場合は展示スペース内で行うこと。
- ・展示者は他の施設使用者の使用を妨げないこと。
- ・展示者と来場者等との間に生じたトラブルについて、生涯学習センターは責任を負わない。

- ・展示スペース、棚のほか、設備を損傷・滅失するおそれがある場合や公序良俗を害するおそれのある場合は、展示期間中でも決定を取り消す場合がある。

12 ミニ講習会

- ・展示者は、自身のロビー展示期間内にミニ講習会を開催することができる。
- ・開催を希望する場合は、ロビー展示の申込み時に「ミニ講習会申込書」(様式4)を提出すること。
- ・ミニ講習会の開催は、原則1ヶ月に1展示者とし、先着順に受け付ける。
- ・開催日は、平日(月曜日を除く)の1日を限度とする。
- ・開催時間は、午前の部・午後の部、各2時間程度を限度とする。
- ・ミニ講習会での定員は、展示者・受講者あわせて1回あたり24人を限度とする。
- ・講習内容は、展示作品に関連し、初心者向けの内容とすること。
- ・開催当日の受付(参加費徴収を含む)や運営は展示者が行うこと。
- ・展示者は受講者から参加費の徴収が可能(ただし実費相当分のみ)。
- ・開催中止や急なキャンセルに際しての損害について、生涯学習センターは一切補償しない。
- ・受講者募集の広報と受付は生涯学習センターが行う。なお、受講申込の際に得た受講者の個人情報、展示者や講習会の講師であっても、本人の了承を得ずに第三者に伝えることはできない。

13 提出書類

- 様式1 ロビー展示申込書
- 様式2 ロビー展示貸出備品確認表
- 様式3 ロビー展示変更・辞退届
- 様式4 ミニ講習会申込書

その他提出物について

ロビー展示の案内文書(チラシやはがき等)を展示者が配布する場合は、配布前に生涯学習センターへ提出すること。当該文書には展示者自身の連絡先を明記し、生涯学習センターの連絡先は記載しないこと。

図①

